

平成30年4月18日

関係者各位

青森空港ビル株式会社
代表取締役社長 林 哲夫

条件付き一般競争入札実施公告

条件付き一般競争入札（県内一般型（JV））について、次のとおり公告する。

1. 一般事項

- (1) 工事名 青森空港旅客ターミナルビルリニューアル増改修工事
- (2) 工事場所 青森県青森市大字大谷字小谷1番5号
- (3) 発注者名 青森空港ビル株式会社（以下「当社」という。）
- (4) 設計者名 株式会社日本空港コンサルタンツ
- (5) 監理者名 株式会社日本空港コンサルタンツ（予定）
- (6) 発注方式 一括発注（建築、電気設備、空調設備、給排水衛生）
- (7) 工期 契約締結日から平成31年3月31日（日）まで
- (8) 予定価格 公表しない

2. 部分使用及び部分引渡し

- (1) 対象部分 改修ステップ図による
- (2) 対象部分の所有権及び管理責任区分 発注者
- (3) 対象部分の瑕疵担保起算日 当該部分の使用開始日
- (4) その他

上記(3)の期日は、工事工程及び進捗により発注者及び監理者の承諾を受けた場合には変更することができる。

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たす共同施工方式(甲型共同企業体)の特定共同企業体であること。

- (1) 各構成員は、次のすべての要件を満たしていること。

- ① 公表の日において、青森県における平成28・29年度青森県有資格建設業者名簿に登載されており、入札参加資格が、次の等級に格付けされていること。
代表者（県内業者） 建築一式工事・特A級
その他構成員（県内業者） 建築一式工事・特A級
- ② 各構成員が、本県に本店を有していること。

- ③ 公表の日から入札執行日までのいずれの日においても、青森県建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑤ 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- ⑥ 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、資本関係又は人的関係のある者とは、次に定める基準に該当する場合とする。
 - a. 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 - ア. 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - b. 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、ア.については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
 - ア. 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合
 - イ. 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- ⑧ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
 - (2) (1)の要件をすべて満たす2者により構成されていること。
 - (3) 各構成員の最低出資比率は、40%以上とする。なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - (4) 各構成員は、本工事に対応する業種について、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、工事現場に現場代理人及び監理技術者を専任で配置できること。
 - (5) 過去10年間に次に掲げる同種の建設工事の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。
 - 代表者 建設一式工事で、契約額 6億円以上の施工実績
 - (6) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、自社（自社、自社の役員、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の①から⑤のいずれかに該当しないことを表明し保証できること。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反

社会的勢力」という。)であること。又は暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、又は関与していたこと。

- ② 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は利用していたこと。
- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与し、又は関与していたこと。
- ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は有していたこと。
- ⑤ この契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

4. 入札参加手続

この条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、3. に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この条件付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 共同企業体協定書（写し）
- ③ 配置予定技術者・施工実績調書（様式2）
- ④ 守秘義務誓約書（様式3）

(2) 提出期間 平成30年4月18日（水）午後1時00分から平成30年5月1日（火）午後5時00分まで

(3) 提出場所 〒030-0155 青森県青森市大字大谷字小谷1番5号

青森空港ビル株式会社 2階事務室（総務部施設課）

TEL. 017-739-2000 FAX. 017-739-2830

(4) 提出方法 持参すること。（郵送又はFAXによるものは受け付けない。）

(5) 入札参加資格の通知

- ① 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者には、平成30年5月2日（水）までに、当社より「入札参加資格確認結果通知書」を郵送により順次送付する。
- ② 入札参加資格を有さないと認められた者には、平成30年5月2日（水）までに、入札参加資格を有さない理由を付した文書を郵送により順次送付する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、当社ホームページにおいてダウンロードできる。

（青森空港ビル株式会社ホームページアドレス <http://www.aomori-airport.co.jp/>）

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。

④ 提出期日以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

5. 見積用設計図書等の貸与

電子媒体（CD-R）による。

(1) 数量書 一式

数量書は、発注者の積算の透明性、客觀性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図ることを目的に公開、提示するものであり、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

(2) 見積用設計図面（特記仕様書を含む）一式

(3) 仕様書群 各1冊

- ① 公共建築協会編「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に適合した建築工事共通仕様書 最新版」（※）
- ② 公共建築協会編「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に適合した電気設備工事共通仕様書 最新版」（※）
- ③ 公共建築協会編「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に適合した機械設備工事共通仕様書 最新版」（※）
- ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（※）
- ⑤ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」（※）
- ⑥ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版」（※）
- ⑦ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（※）
- ⑧ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」（※）
- ⑨ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版」（※）
- ⑩ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図 最新版」（※）
- ⑪ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準図（電気設備工事編）最新版」（※）
- ⑫ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準図（機械設備工事編）最新版」（※）

（※）印の書籍については各見積者にて準備のこと。

6. 見積用設計図書の閲覧等

(1) 本工事に係る見積用設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期間 平成30年4月18日（水）から平成30年5月11日（金）まで
- ② 時間 午前9時00分から午後5時00分まで（18日のみ午後1時から）
- ③ 場所 4. (3)に同じ。

(2) 入札に参加しようとする者は、上記閲覧期間中、設計図書の貸与を受けることができる。

- ① 受取方法 4. (3)にて手渡し。なお、設計図書の貸与を希望する者は、当社ホームページより「守秘義務誓約書」をダウンロードし、署名、捺印のうえ入札参加手続に係る申請書等と併せて持参すること。
(青森空港ビル株式会社ホームページアドレス <http://www.aomori-airport.co.jp/>)
- ② 返却期間 貸与を受けた日から平成30年5月15日（火）午前11時00分まで
- ③ 返却方法 貸与した設計図書は入札時に4. (3)まで持参により返却すること。なお、貸与した設計図書(CD-R)を返却しない場合、入札書は無効とする。

④ 注意事項 設計図書の貸与を受けようとする者は、入札に参加する資格を有する企業の職員であることを証明できる名刺等を持参すること。なお、明らかに入札参加資格がないと認められる場合には、設計図書の貸与を行わない。

(3) 設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

① 提出期限 平成30年5月11日（金）までの土日祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

② 提出方法 4. (3)に電話連絡の上、FAXにより提出すること。

③ 回答方法 質疑に対応する回答書は、順次、電子メール（Eメール）により入札参加者へ送付する。

7. 入札の執行

(1) 入札の日時 2018年5月15日（火）午後1時00分

(2) 入札の場所 〒030-0155 青森県青森市大字大谷字小谷1番5号
青森空港旅客ターミナルビル 2階県会議室

(3) 入札執行回数 原則として3回を限度とする。

(4) 代理人より入札書の提出を行う場合、入札に関する委任状を作成し、入札日に持参し提出すること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

上記(1)の日時に入札書及び工事費内訳書を上記(2)に持参すること。その際に当社より入札参加資格があることが確認された旨の「入札参加資格確認結果通知書」の写しを持参すること。

8. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 入札の辞退

(1) 入札参加者は、「入札参加資格確認結果通知書」を受けた後、入札日までは、入札を辞退することができる。ただし、入札書提出後は辞退することができず、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。

(2) 入札参加者は、入札参加資格を喪失する事由が生じた等の理由により入札を辞退するときは、「入札参加資格確認結果通知書」を受けた後、入札日までに入札の辞退届を提出しなければならない。

10. 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者に決定する。

11. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を作成し、入札書とともに提出すること。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

12. 契約

- (1) 契約は、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款（平成29年（2017）12月改正）（以下「工事約款」という）による。
- (2) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が3.に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、当該請負契約を締結しない。
- (3) 工事請負契約書は、請負者が作成し事前に発注者及び監理者の確認を受ける。

13. 入札保証金、契約保証金、前払金保証

(1) 入札保証金

- ① 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
 - a. 入札参加者が保険会社との間に当社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - b. 入札参加者が契約保証金の納付に代えて提供する財務規則第159条第2項第2号に規定する保証の予約をしたとき。
 - c. 入札保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。
 - ア. 国債又は地方債
 - イ. 政府の保証のある債券
 - ウ. 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
 - エ. 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - オ. 銀行が確実と認めた金融機関の保証
- ② ①のaの入札保証保険契約及び①のcのオの保証は、保険金額又は保証金額が見積もった契約希望金額の100分の5以上であるものとする。

(2) 契約保証金

- 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
- a. 契約者が保険会社との間に当社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - b. 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。
 - ア. 国債又は地方債
 - イ. 政府の保証のある債券
 - ウ. 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
 - エ. 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - オ. 銀行が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

(3) 前払金保証

受注者は、保証事業会社と工期の期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を当社に寄託して、請求書により請負代金額の10分4以内の前払金の支払を当社に請求することができる。当社は、前払金の請求を受けたときは、その日から14日以内に前払金を支払うのもとする。

14. 支払条件

工事金額は、下表に従って支払う。消費税及び地方消費税は、工事金額に含まれる。

区分	金額	支払の時期	適用
前払金	契約金額の40%以内	契約成立後	請求書により、14日以内に銀行振込
精算払	契約金額 - 前払金	完成引渡し後	請求書により、40日以内に銀行振込

追加・変更工事による増減分については、最終精算支払い時に一括で支払う。なお、詳細については契約成立後に協議するものとする。

15. 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者がいない場合又は入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用等は申請者の負担とする。

16. 最低制限価格

本工事は、低入札価格調査制度対象工事とする。

※運用については青森県低入札価格調査制度運用マニュアルに準ずる。

17. 支給材料及び貸与品

特になし。

18. 官公署その他への手続

- (1) 建築確認申請、仮使用認定申請等の許認可の手続き（昇降機設備工事を除く）、中間検査、完了検査等の法定検査の手続は設計監理者が行う。ただし、これらの申請手数料は、発注者負担とする。
- (2) 施工に必要な諸手続、現場事務所への電力・給排水の引込み手続、道路その他第三者管理の土地使用の手続等は、一切受注者で行い、その費用を負担する。

19. 施工条件及び留意点

- (1) 施工にあたっては、青森空港管理事務所が定める「青森空港保安管理規程」を順守すること。
- (2) 解体工法等
 - ① コンクリート構造物の解体は、低振動・低騒音工法とする。
 - ② 圧碎機を主とした工法とし、音や振動が発生する倒壊工法としてはならない。その他の工法による場

合は、監理者と協議して適切な対応を行う。

- ③ 粉塵飛散防止のため、常時散水を行う。
- ④ 埋設配管等既存設備の事前調査を実施し、解体工事に伴う漏水・停電・設備機能の停止等の事故防止策を徹底する。
- ⑤ 仮設・養生計画は、解体撤去の部位に応じて適切で安全な方法とし、災害防止・粉じん飛散防止・騒音防等を徹底するとともに、適切な予防処置を講ずる。

(3) 仮囲い

工事作業場の仮囲いの範囲・仕様・施工順序等は、空港が運用中であることを十分配慮した計画とし、安全を第一に監理者と協議のうえ決定する。

(4) 空港施設の運営状況

旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、レンタカーターミナル、有料駐車場はすべて供用中で、年中無休。

(5) 施工時間帯

平日、土曜、日曜・祝日において、施工可能な時間帯は次のとおり。

日中：午前5時00分～午後22時00分

夜間：午後22時00分～午前5時00分

※夜間施工時間帯において、空港正面出入口に警備員を配置した場合は、夜間の資材等搬入が可能となる。

※施設供用部分に影響のある工事、振動、騒音、停電、断水、臭い、道路横断を伴う工事は、原則、夜間工事とする。

(6) 工事用車両の駐車場及び資機材置場 原則、工事仮囲い内または有料駐車場内とする。

(7) 仮設事務所・光熱水費 受注者負担とする。

(8) 作業員詰所・作業員用便所・喫煙場所 受注者負担とする。

(9) 工事用電力・上下水 発注者負担とする。

(10) 本工事は旅客ターミナルビル運営中での工事であり、当社と密接な関連があることから、関係者間で十分に協議・調整のうえ施工すること。

(11) 工事期間中、火災、暴風雨、盗難及びその他災害を被らないよう適切な措置を講じ、周辺施設、通行人、現場作業員及びその他事業者等の安全を確保するよう常に対策をたて、事故防止に努めること。

(12) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で入札を行うこと。